

六ヶ所村立南こども園

指定管理者募集要項

六ヶ所村

南こども園指定管理者募集要項

六ヶ所村（以下「村」という。）は、六ヶ所村立南こども園（以下「こども園」という。）の設置目的を効果的、効率的に達成するため、地方自治法第244条の2第3項の規定及び六ヶ所村公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下「手續条例」という。）第2条の規定により、次のとおり当該施設を管理運営する指定管理者の候補者を募集する。

I 施設の概要等

1 施設の名称及び所在地

名称	所在地
六ヶ所村立南こども園	六ヶ所村大字倉内字唐貝地5番地328

2 施設の種別

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）に規定する「保育所型認定こども園」

3 施設の概要

- (1) 敷地面積 約8,200㎡
- (2) 建築構造 木造平屋建（延床面積 約1,200㎡）
- (3) 主要施設 保育室、ほふく室、乳児室、遊戯室、事務室、医務室、調理室、屋外遊戯場 他
- (4) 認可定員 0歳児～5歳児 計 60名

	1号認定	2号認定	3号認定	計	クラス数
0歳児			7名	7名	1クラス
1歳児			10名	10名	1クラス
2歳児			10名	10名	1クラス
3歳児	2名	9名		11名	1クラス
4歳児	2名	9名		11名	1クラス
5歳児	2名	9名		11名	
計	6名	27名	27名	60名	5クラス

4 施設利用者数の状況

対象年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	59名	53名	50名	46名	39名 (7月1日現在)

II 管理運営の条件

1 管理の基本方針

指定管理者は、施設の設置目的を踏まえ、以下の基本方針に基づいて施設の管理運営を行うこと。

- (1) 関係法令、条例、規則等を尊重し、施設の設置目的に沿った管理運営を行うこと。
- (2) 施設の管理にあたっては利用者の平等な利用について公平性を確保すること。

- (3) 地域住民や利用者の意見を管理運営に反映させること。
- (4) 効率的・効果的な管理運営を行い、管理運営費の縮減に努めること。
- (5) 個人情報の保護を徹底すること。

2 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間を予定）

- (1) 指定の期間は、令和5年12月議会（予定）での議決を経て、正式に決定する。
- (2) 指定後であっても、指定管理者による管理を継続することが適当でない認められる場合には、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることがある。

3 管理の基準

別紙「六ヶ所村立南こども園管理運営業務基準書」（以下「基準書」という。）のとおり。

4 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、下記に掲げる業務とする。（詳細については、基準書のとおり。）なお、指定管理者は指定管理業務を一括して第三者に委託することはできないが、部分的な業務については、専門の事業者にも再委託することが可能である。

- (1) 認定こども園法第3条第2項第2号による保育の実施
- (2) 認定こども園法第3条第2項第3号による子育て支援事業の実施
- (3) こども園の施設及び付属設備の維持管理
- (4) 村が指定する特別保育事業に関する業務
- (5) 園児のバス送迎
- (6) その他上記に掲げる業務に付随する業務

5 自主事業

指定管理者は、施設の設置目的を効果的に達成するため、本施設を活用し自主事業を実施できる。なお、実施に当たっては事前に村の承認が必要となる。

- (1) 自主事業とは、指定管理者が施設内においてイベントや物販などを開催し、入場者から料金を徴収するなどして収入を得る事業をいう。
- (2) 自主事業の実施により収入を得た場合は、その収入は指定管理者に帰属する。なお、実施に要する経費は指定管理料に含まれない。
- (3) 自主事業実施の可否は、施設の設置目的に照らして判断することになるが、設置目的を踏まえて相応しくないと判断される事業の場合は、実施を承認しないことがある。
- (4) 自主事業が本来業務（指定管理業務）に支障を与えていると判断される場合は、自主事業の改善、中止等を命ずる場合がある。
- (5) 事業計画で提案する自主事業の実施が認められない場合、申請そのものを辞退する可能性がある法人等は、必ずその旨を事業計画書に明示すること。

6 指定管理料

村は施設管理運営に要する経費を指定管理料として支払う。なお、支払い時期及び支払い方法等については、年度協定において定める。

令和6年度基準額（上限額）：	90,206千円／年（消費税含む）
令和7年度基準額（上限額）：	90,206千円／年（消費税含む）
令和8年度基準額（上限額）：	90,206千円／年（消費税含む）
令和9年度基準額（上限額）：	90,206千円／年（消費税含む）
令和10年度基準額（上限額）：	90,206千円／年（消費税含む）
管理期間合計（上限額）：	451,030千円（消費税含む）

(1) 通常保育等

- ① 各月初日の入園児童数により、国で定める公定価格により算定した額に、特別保育事業（一時保育、障害児保育）及び子育て支援事業に係る経費を国、県及び村の基準により算定した額を加算するものとする。なお、その他の加算及び減額については村と協議のうえ決定するものとする。
- ② 保育料については、六ヶ所村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例による。

(2) 特別保育事業

- ③ 預かり保育
通常保育等に係る算定額に含まれるものとする。
- ④ 一時保育
国、県で定める基準により算定された額を加算する。
- ⑤ 障害児保育
国、県で定める基準により算定された額を加算する。
- ⑥ 上記①～②に係る利用料については、村が徴収し村の収入とする。

(3) 子育て支援事業

国、県で定める基準により算定された額を加算する。

(4) 送迎バス2台は無償貸与とし、経費については指定管理者の負担とする。

(5) 支払い方法及び経理区分

⑦ 支払方法等

指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）ごとに、前記（1）から（3）において算定された額を指定管理者からの請求に基づき毎月支払う予定である。

⑧ 経理区分

指定管理者は、指定管理業務に係る経理とその他業務（法人等の固有業務）に係る経理を区分するとともに、当該経費・収入は、専用の口座で管理すること。

7 地域との連携

地元町内会・自治会や、こども園、小学校、その他関係団体等、地域と良好な関係を築くため、地域の行事やイベントに参加する等、積極的に地域との交流を図ること。

Ⅲ 募集要項等の公表及び交付

- 1 公表（交付）期間 令和5年9月1日（金）から令和5年9月29日（金）
開庁日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）
- 2 公表（交付）場所 六ヶ所村子ども支援課
- 3 村のホームページでの公表 募集要項等は村のホームページにおいても公表する。

Ⅳ 申請の手続き

1 申請書の提出

- (1) 受付期間 令和5年9月1日（金）から令和5年9月29日（金）
開庁日の9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）
- (2) 提出先 六ヶ所村子ども支援課
住所 六ヶ所村大字尾駸字野附 475
電話 0175-72-8145
FAX番号 0175-72-2243
- (3) 提出方法 提出先へ持参すること。
- (4) 提出部数 15部（正本1部、副本14部）

2 申請の資格等

指定管理者の指定申請を行う者は、下記（1）①から②の資格を満たすことを要する。なお、グループ申請を行う法人等は（2）に留意すること。

(1) 申請の資格

- ① 次に示す法人・会社であること。または、法人種別に示す法人の設立が確実に見込まれる団体であること。なお、会社種別に示す法人については村内において5年以上の事業活動を行っていること。また、村外においては、認定こども園、認可保育所、認可幼稚園のいずれかの施設運営を、本公募の申請日までに10年以上行っていること。
 - ・法人種別 社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人
 - ・会社種別 株式会社、合資会社、合名会社、合同会社
- ② 法人・会社又はその代表者が次の事項に該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4に該当する団体
 - エ 本指定管理者の選定を行う選定委員の属する法人等
 - オ 直近2年間の法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税を滞納している者
 - カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号及び第6号に規定する者

(2) グループ申請を行う法人等に関する留意事項

- ① 複数の法人がグループを構成して申請を行う場合は、グループの代表となる法人を定め、当該代表法人が申請を行うこと。なお、代表となる法人は当該グループ

での責任割合が最大であることを要する。

② グループ構成員の全てが上記（１）①、②の資格を満たすこと。

（３）複数応募の禁止

① 単独で応募した法人はグループ申請の構成員になることができない。

② グループの構成員は、他のグループの構成員となることはできない。

3 申請書類等

申請にあたっては次の書類を提出すること。所定の様式に記入しきれない場合は、
行の追加又は適宜書類を追加すること。

（１）提出書類

① 指定管理者指定申請書（様式第１号）

※グループ申請の場合、グループ構成員表（様式第２号）をあわせて提出のこと。

ア 指定管理者指定申請に係る申立書（様式第３号）

イ 管理・運営の基本方針及び事業計画（様式第４号）

ウ 人員配置計画書（様式第５号）

エ 再委託予定調書（様式第６号）

オ 法人の定款若しくは寄附行為の写し又はこれらに準ずる書類

カ 登記事項証明書（現在事項全部証明書）

※申請前３ヶ月以内に取得したもの。

キ 収支計画書（様式第７号）

② 法人の経営状況を説明する書類

ア 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類

イ 財産目録、事業報告書

ウ 当該事業年度の法人等の事業計画書、収支予算書

③ 各税に係る納税証明書（又は滞納の無いことの証明書）

※納税義務がない場合は申立書

（２）申請に際しての留意事項

① 提出書類の変更禁止

提出書類受理後においては、提出書類の内容変更は認めない。ただし、村からの修正指示があった場合はその限りではない。

② 虚偽の記載をした場合の失格

提出書類の内容に虚偽又は不正があった場合は失格とする。

③ 提出書類の取扱い

提出書類受理後は理由の如何に関わらず返却しない。

④ 申請の辞退

書類提出受理後に辞退する場合は辞退届を提出すること。

⑤ 提出書類の著作権及び公表

提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、指定管理者に選定された法人の提出書類については、村が指定管理者の選定の公表にあたって、その全部又は一部を無償で使用できるものであること。

⑥ 費用負担

申請に要する費用は全て申請者の負担とする。

⑦ 追加書類の提出

村は提出された書類を補足する資料の提出を求める場合があること。

4 現地説明会

申請方法、申請書類、指定管理業務、現場の状況等についての説明会を下記のとおり開催する。ただし、期日までに申し込みがない場合は開催を取りやめる。なお、本説明会への参加は任意であり、指定申請の要件ではない。

- (1) 日 時： 令和5年9月12日（火） 午後1時30分から1時間程度
- (2) 開催場所： 平沼出張所(概要説明後に現地視察)
- (3) 参加人数： 1団体2名以内
- (4) 申込方法： 令和5年9月8日（金）までに、公募説明会参加申込書（様式第8号）を電子メールで次のアドレスに送付のこと。着信を確認した場合は、発信アドレスに着信確認した旨の返信をします。

子ども支援課アドレス：rks99073@rokkasho.jp

5 質問事項の受付

申請に当たって質問がある場合は、次のとおり受け付ける。

(1) 質問受付

- ① 令和5年9月1日（金）から令和5年9月22日（金）までの間
- ② 質問は質問票（様式第9号）により行う。（電話、口頭による質問は受付けない。）
- ③ 送付方法は電子メールで次のアドレスに送付のこと。着信を確認した場合は発信アドレスに着信確認した旨の返信をします。

子ども支援課アドレス：rks99073@rokkasho.jp

(2) 回答方法

質問に対する回答は、令和5年9月28日（木）までに電子メールにより回答する。回答の着信を確認した場合は、発信アドレスに着信確認した旨の返信をすること。

(3) その他

説明会参加者に対しては、質問事項及び回答を公募説明会参加申込書の発信アドレスに送付する。

V 指定管理者の候補者の選定

六ヶ所村指定管理者選定委員会において、提出された事業計画書等の内容を審査し、最も評点が高い申請者を指定管理者の候補者に選定する。ただし、評点が標準点を下回る場合は指定管理者候補者としなない。なお、審査の結果は全ての申請者に令和5年10月下旬頃までに通知する。

1 選定基準

- (1) 村民の平等利用が確保されるものであること。
 - ・ 施設の設置目的及び管理運営の基本的考え方（公共性の確保、法令の遵守含む）

- (2) 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。
 - ① 利用者へのサービスの向上など効果的かつ適正な施設運営への具体的取組み
 - ② 施設、設備等の維持管理の内容と水準
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること。
 - ① 施設を安定的に管理運営できる人的体制（職員数、経験）
 - ② 施設を安定的に管理運営できる財政的基盤
- (4) 利用者の安全が確保されるものであること。
 - ① 施設の安全確保に対する考え方
 - ② 利用者の安全確保に対する考え方と具体的取組み

2 プレゼンテーション

今回の申請にあたって下記についてプレゼンテーションを実施する。ただし、現在指定管理を行っている法人等1団体のみの場合は行わない場合がある。（日時については、後日通知）

- (1) 会社の概要
- (2) 経営の実績
- (3) 受諾にあたっての考え方（PR等）

VI 指定管理者の指定と協定の締結

1 指定管理者の指定

指定管理者の候補者に選定された法人等は令和5年12月議会（予定）での指定議案の議決を経て、正式に指定管理者に指定される。

2 協定の締結

村は、指定管理者の指定後、指定管理者と施設の管理に関する細目的事項を協議し、下記（1）及び（2）に掲げる事項を内容とする協定を締結する。

(1) 基本協定

指定期間全体（5年間）を通じて適用する事項については基本協定を締結する。
基本協定の主な内容（予定）

- ① 業務の基本的項目（業務の内容、管理施設の範囲等）
- ② 指定管理料に関する事項
- ③ 業務に関する責任分担に関する事項
- ④ 事業計画書及び事業報告書の提出に関する事項
- ⑤ 業務報告に関する事項（定期報告等）
- ⑥ 指定の取消し等に関する事項
- ⑦ 秘密保持、情報公開、個人情報保護に関する事項
- ⑧ 業務の引き継ぎに関する事項
- ⑨ その他

(2) 年度協定

年度毎（4月1日～翌年3月31日）に取り決めるべき事項については、令和6年3月末日までに年度協定を締結する。

年度協定の主な内容（予定）

- ① 当該年度の管理業務の内容に関する事項
- ② 指定管理料に関する事項
- ③ その他

(3) その他

指定管理者が協定の締結までに次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、協定を締結しないことがある。

- ① 財務状況の悪化等により事業の履行が確実ではないと認められるとき。
- ② 社会的信用を著しく損うなど指定管理者として相応しくないと認められるとき。

VII 業務報告・調査等

村は指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するため、指定管理者管理の基準に沿った運営を行っているか、事業計画で示した業務を履行しているかを随時の報告や実施の調査により確認する。

施設管理に係る村民ニーズの把握や利用者の要望等を施設運営に反映させるために、年1回モニタリング調査（施設運営状況の聴取や実地調査）を行うことにより、当該施設の適切な管理運営が行われるよう努めることとし、モニタリング調査の結果については施設への掲示、村のホームページに掲載することとする。また不適切な状況に対しては、指導を行うものとする。

指定管理者が六ヶ所村の指示に従わないとき、あるいは指定管理者による管理の継続が適当でないと認められる場合は、指定の取消し又は管理の業務の全部又は一部の停止を命じることができる。